消防予第 104 号 消防危第 86 号 平成元年 9 月 19 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

# 火災予防条例準則の一部改正について〔抄〕

消防法の一部を改正する法律(昭和 63 年 5 月 24 日法律第 55 号)、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和 63 年 12 月 27 日政令第 358 号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年 2 月 23 日自治省令第 5 号)が公布され、危険物の範囲及び指定数量が見直されたこと、危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項等が改正されたこと、並びに新たに指定可燃物について定められたこと等に伴い、また、事故の実態等に基づき規定を整備する必要が生じたので、現行の「〇〇市(町・村)火災予防条例準則」(昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号)の一部を別添のとおり改正することとした。

「〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例(準則)」(以下「改正準則」という。)、要綱及び新旧対照表は別添のとおりであるが、下記の事項に留意のうえ、改正準則にのっとり火災予防条例を改正されるよう貴管下市町村を御指導願いたい。

記

- 1 改正条例案は、できるだけ速やかに議会に提案すること。
- 2 改正後の火災予防条例準則の運用については、別途通知する予定であるが、改正内容については広報等により関係者への周知徹底を図ること。
- 3 改正条例案の施行期日は、消防法の一部を改正する法律の施行日と合わせて平成2年5月23日とすること。

別添

- ○○市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例(準則)要綱
- 第1 燃料タンクに関する事項

炉又はかまどの附属設備である燃料タンクについて、タンクの容量に応じ板厚を 定めること(第3条関係)。

第 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに関する 事項 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、消防法令の改正及び最近の事故の状況等を考慮して屋外又は屋内、地下タンク、移動タンク等の貯蔵・取扱形態に応じて所要の措置を講ずることとすること(第31条の2-第31条の8関係)。

#### 第3 指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する事項

新たに指定可燃物について規定するとともに、可燃性固体類及び可燃性液体類とその他の指定可燃物に分けて貯蔵及び取扱いの技術上の基準について所要の措置を講ずることとすること(第 33 条、第 34 条関係)。

#### 第4 基準の特例に関する事項

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について、特例の措置を講ずることとすること(第34条の2関係)。

#### 第5 届出に関する事項

個人の住居について、指定数量の2分の1以上指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、届出を要することとすること(第46条関係)。

# 第6 タンクの水張検査等に関する事項

消防長(消防署長)は、タンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により水張 検査又は水圧検査を行うことができることとすること(第 47 条関係)。

## 第7 その他

その他所要の措置を講ずることとすること。

### 第8 附則に関する事項

燃料タンクの構造の技術上の基準並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物についての貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の適用について、所要の経過措置を講ずることとすること(附則第2条一第5条関係)。